

計画期間

平成28年度～平成37年度

雄武町酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年 2月

北海道雄武町

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	• • • • 1
II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	• • • • 4
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	• • • • 4
2 肉用牛の飼養頭数の目標	• • • • 4
III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標	• • • • 5
1 酪農経営方式	• • • • 5
2 肉用牛経営方式	• • • • 6
IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置	• • • • 8
1 乳牛（乳肉複合経営を含む）	• • • • 8
2 肉用牛	• • • • 9
V 飼料の自給率の向上に関する事項	• • • • 10
VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	• • • • 11
1 集送乳の合理化	• • • • 11
2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	• • • • 11
VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	• • • • 11
1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	• • • • 11
2 畜産クラスターの推進方針	• • • • 11
3 その他必要な事項	• • • • 11

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産の位置付けと展開方向

雄武町は、北海道の東北部オホーツク管内の北端北緯45度35分、東經142度58分に位置し、東北一帯はオホーツク海に面し、東南は興部町、南西は上川管内下川町、西北は宗谷管内枝幸町に接し、面積は636.86km²を有しています。地形は、南西一帯が標高700～900mの北部北見山脈東斜面であり、オホーツク海に向かって小起伏の山地、丘陵地、台地、海岸段丘へと変化し、18余数の中小河川がオホーツク海に向かって櫛状に流下しています。

気候は平均気温 6.1℃ と低く、年間降水量は869.5mmと少雨で、夏期はオホーツク海高気圧の影響を受け、気温が上がり度々冷害になるなど厳しい気象条件にあります。

本町の農業は、このような厳しい気象条件に加え、土壤のほとんどが低位生産性の重粘土という土壤条件から酪農経営に特化し、これら不利条件を克服してきました。さらに広大な土地を所有する有利性を活かしながら、酪農を中心とした大規模土地利用型農業に肉用牛も取り入れて経営規模の拡大を図りつつ、町の基幹産業として地域経済の中核を担ってきました。

このように豊かな土地基盤などを背景に、規模拡大や生産拡大を進め、順調に発展してきた本町の酪農・畜産業ですが、一方で、担い手の高齢化や労働力不足、輸入穀物価格の高騰による生産コストの上昇、環境問題、海外悪性伝染病の発生懸念等、酪農・畜産経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、生乳生産量や肉用牛の飼養頭数が減少するなど、生産基盤の維持、強化が急務となっています。

国際貿易交渉においては、平成27年10月、TPP協定が大筋合意に至り、乳製品や牛肉などについて、国家貿易の維持やセーフガードなどの措置が講じられたものの、一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大などが盛り込まれ、道内農業者や関係者の不安は極めて大きいものとなっています。

他方、需要面に目を向ければ、必ずしも厳しい環境ばかりではなく、酪農においては、国産乳製品への実需者からの評価やニーズは依然として高く、チーズやはっ酵乳の需要も堅調に拡大しており、機能性に着目したはっ酵乳や、小規模な工房の特色あるナチュラルチーズなどが、多様化する消費者ニーズや嗜好の変化に応え新たな需要を開拓しているほか、肉用牛生産においては、霜降り牛肉に加えて、健康志向や肉本来の味を求める消費者からは、適度な脂肪交雑や赤身の牛肉への関心が高まっているなど、これらの変化を本町の酪農及び肉用牛生産にとっての好機と捉えることもできます。

また、海外における日本食への関心の高まりや、訪日外国人旅行客の増加を、北海道のブランド力も活かし、輸出・国内消費の両面から新たな需要先として取り込むことも重要です。

こうした現状を踏まえれば、本町の酪農及び肉用牛生産はまさに重要な岐路に立っており、今後とも、安全で高品質な乳製品及び食肉の安定供給の役割と責任を果たすため、また、地域の重要な産業として持続的な発展を遂げるため、今一度、雄武町において家畜を飼い、畜産物を供給するという「原点」を再確認し、草地を最大限利用した酪農及び肉用牛生産を推進する必要があります。

そのために、地域の生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を目指す、畜産クラスターの継続的な取組を推進するとともに、生産を構成する「人」「牛」「飼料」の持つ力を最大限に發揮し、加えて、地域畜産支援システムの確立や搾乳ロボットに代表される新たな省力化技術の積極的な導入、大規模法人経営体の育成や放牧の推進など「次なるステージ」の酪農及び肉用牛生産を確立するため、町内関係者共有の目標として、「高収益で魅力的な酪農・畜産の実現」と「日本の食と地域を支える酪農・畜産の持続的な発展」を目指し、「雄武町酪農・肉用牛生産近代化計画」を定めました。

2 生産基盤強化のための取組

(1) 「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～

ア 本町の太宗を占める家族経営の持続的発展

本町における畜産経営体の太宗を占める家族経営の持続的な発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した畜産支援システムの整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進します。

イ 家族経営をサポートする地域畜産支援システムの確立

労働負担の軽減や作業の効率化を図るために、ヘルパー、哺育・育成センター、コントラクター、TMRセンター、公共牧場など家族経営を地域でサポートする多様な畜産支援システムの確立と、その経営基盤の安定を図ります。

また、こうしたシステムの活用により、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上、新規就農者等の技術習得などにより、地域全体での所得向上や担い手確保を推進します。

ウ ロボット技術などを活かした省力的なスマート農業の推進

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボット、自動給餌機や哺乳ロボットなどの導入を支援するとともに、導入による省力化と併せてロボット等から得られる各種の情報と、ICT（情報通信技術）を組み合わせた新たな飼養管理システムについて普及・指導を図ります。

エ 新規就農者の育成・確保

次の酪農及び肉用牛生産を担う新規就農者を育成・確保するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、新規就農希望者に対する情報提供や研修等の充実強化、後継者不在農家や離農跡地の有効活用による農地取得や施設整備に係る負担軽減により、新規就農者や後継者の円滑な経営開始や経営継承を推進します。

また、JAによる研修牧場の設立や新規就農者等への研修機会の提供、酪農ヘルパーなど畜産支援組織からの就農を支援するなど、多様な新規就農対策を推進します。

オ 大規模法人経営体の育成

規模拡大による生産性の向上や効率的な労働力の配分、遊休農地の活用、地域の雇用創出などが期待される、地域の実情に応じた大規模法人の設立を支援します。

特に酪農については、地域の生乳生産量の維持拡大と併せて、経営管理の高度化、経営の多角化や6次産業化、担い手の育成などの役割を果たすことが求められているため、協業組合等による法人の設立を積極的に支援します。

カ ゆとりある放牧酪農の推進

放牧酪農は、新規就農時の課題となる高額な初期投資を抑制し、円滑な経営継承を図ることができ、また、放牧を経営に取り入れることにより、飼料生産・給与や排せつ物処理等の省力化や経営の低コスト化など、ゆとりある経営の展開が期待できることから、地域の自然条件に応じた高度な放牧技術の普及を推進します。

(2) 「牛の視点」～乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応～

ア ベストパフォーマンスを発揮させる飼養管理の推進

酪農については、牛群検定の推進と検定情報の活用等による基本的な飼養・繁殖管理を徹底し、乳牛の供用期間の延長、受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、代謝異常の予防など、家畜を快適な環境で飼養し、乳牛の能力を最大限発揮させることで、生乳生産量の増加を図ります。

肉用牛生産については、飼養管理の改善による繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の適正化を図ることで、効率的な肉用牛生産を推進します。

また、飼養管理の改善に当たっては、社団法人畜産技術協会（当時）が、我が国の実態を踏まえて公表した、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に配慮した飼養管理を推進します。

イ 生産構造の転換等による飼養頭数の確保

酪農については、地域畜農支援システムの充実や省力機械の導入などの経営の分業化や省力化を支援することにより、個々の経営の飼養頭数の増加を推進します。

肉用牛生産については、繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行や、哺育・育成センターの導入等により地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築を推進します。

また、耕種部門への肉用牛導入や、素牛価格の高騰による肥育素牛導入のコストを削減するため、酪農部門との複合経営など多様な肉用牛生産を推進します。

ウ 計画的な乳用後継牛の確保と肉用牛生産の拡大

酪農については、高能力牛に対する性別別精液や受精卵移植技術の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保します。

肉用牛生産については、優良繁殖雌牛群の造成を支援することにより、繁殖基盤の確保と肉用牛生産の拡大を推進します。

エ 経営安定に寄与する家畜改良の推進

酪農については、乳量・乳成分に加え、長命連産を通じた生涯生産性の向上に寄与する泌乳持続性や体型等の改良を一体的に推進します。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施のため、牛群検定の加入を促進するとともに、効率的な牛群改良を行うため、ゲノミック評価の精度向上と生産現場での普及に向けた取組を推進します。

肉用牛生産については、繁殖性、産肉性の向上を図るとともに、自給粗飼料・国産飼料を活用した育成技術の開発・普及を図ります。

(3) 「飼料の視点」～道産飼料生産基盤の確立～

ア 草地基盤をフル活用した良質な自給粗飼料の生産・利用の拡大

雄武町の優位性を活かし、自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、生産者団体と連携し、国営事業で着手される「国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）」による農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、コントラクター等の飼料生産組織の活用など、草地基盤をフル活用した良質で低成本な粗飼料の生産・利用の拡大を推進します。

また、サイレージ用とうもろこしなど栄養価の高い自給粗飼料を増産するため、作付限界地域への生産拡大を推進します。

イ 自給濃厚飼料等の生産・利用の拡大

高騰する輸入配合飼料からの置き換えによる生産費の低減を図るため、耕畜連携によるイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進します。

また、食品製造副産物や規格外農産物などの飼料利用の取組を推進します。

ウ 放牧の推進

本町の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用するため、酪農における放牧の更なる普及や、肉用牛の繁殖雌牛で放牧を活用することにより、自給粗飼料利用率の向上を推進します。

3 畜産経営の収益力の強化

(1) 収益性の向上のための取組

ア 良質飼料の利用向上による生産費の低減

適期刈取の励行、利用方法に合わせた草種の適切な組合せなど草地の適正な栽培管理や植生改善により、栄養価に優れる良質自給飼料の生産に取り組むとともに、自給飼料の有効活用による生産費の低減を推進します。

イ 飼養管理技術の改善等による生産性の向上

ボディ・コンディション・スコアに基づく適正な飼養給与や、分娩監視や発情発見の為のＩＣＴ活用等による適正な繁殖・飼養管理を行うことにより、生産性の向上を推進します。

加えて、肉用牛については、肥育技術の向上による肥育期間の短縮を図ることで、効率的な肉用牛生産を推進します。

ウ 生産基盤強化による生産量の増加

地域営農支援システムの活用や省力化機械の導入等、飼養管理の外部化・分業化や省力化に取り組むとともに、計画的な設備投資を行うことにより、生産量の増加を推進します。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力の向上

ア 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

経営を持続的に発展させるため、研修教育や技術習得支援などにより、後継者や法人雇用者の資質向上を図るとともに、経営の継承を目的とした法人の設立や法人構成員・雇用者の段階的な経営参画を進めるなど、円滑な経営継承を推進します。

イ 経営能力の向上

生産者が、自らの技術・経営データの管理や分析、積極的な研修への参加や経営コンサルティングの活用に取り組むほか、生産者グループ内で飼養管理技術や経営状況等の情報を共有することなどにより、自らの経営を客観的に評価し弱点を克服するなど経営の改善や発展に努めるとともに、牛群検定データ等を活用した指導や地域優良経営の横展開等、生産者団体の指導員等による支援体制の整備・強化を推進します。

特にロボット等の機械導入や肉用牛一貫経営への移行など新たな飼養管理技術を導入した生産者の飼養管理能力の向上のため、技術指導や経営指導に取り組みます。

ウ 女性の活躍の推進

牛ごとの健康状態の把握などきめ細かな個体管理が求められる酪農及び肉用牛生産において、女性は重要な役割を担っているが、今後は飼養管理のみならず、6次産業化など、女性の創意工夫や社交性が發揮できる取組を支援するなど、これまで以上に女性が経営や地域活動などに参画しやすい環境づくりを推進します。

4 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等による防疫体制を強化し、関係機関連携のもと雄武町家畜自衛防疫組合が実施するワクチン接種を推進し、的確かつ効率的な家畜衛生対策に努めます。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国や関係機関とも連携しながら、外国人入国者や農場に対して、家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫の徹底と、関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施する等、発生に備えた防疫対策の強化に努めます。

(2) 畜産環境対策

飼料基盤と飼養規模の調和を図るため、立地条件に応じた放牧の推進など自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

また、家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進します。

5 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域を支える畜産の振興

地域の酪農・畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るために、町や農協等が生産者をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進します。

(2) 新技術の開発・普及・試験研究・普及・行政と地域との連携

関係機関・団体との連携のもと、酪農については、ＳＮＰ（一塩基多型）解析技術を活用したゲノミック評価や凍結精液等の雌雄判別技術など、新たな家畜改良技術の普及のほか、地域条件に適合した放牧技術や牧草の利用方法など、放牧利用の拡大に係る技術の開発・普及を推進します。

また、肉用牛生産については、自給粗飼料・国産飼料を活用した育成技術や肥育技術の開発・普及を推進します。

こうした取組に加え、高品質な飼料作物の新品種や安定生産技術、家畜排せつ物の低コストな処理・利用技術や家畜の感染症や人獣共通感染症の診断・予防技術などの開発・普及に努めます。

地域が直面する課題に対応するため、試験研究と普及組織、更には関係機関・団体などが一体となって、地域の課題や新たな取組についての情報の共有化を図り、地域の要望に応じた試験研究の推進とその成果の普及、技術支援などに努めます。

6 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や生乳の広域流通などに的確に対応し、引き続き高品質な生乳生産を維持するため、関係機関・団体と連携の上、ポジティブリスト制度に対応した生産者段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底と生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用等による乳房炎対策などにより、総合的な乳質改善の取組を推進します。

(2) 国内実需者及び消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給の推進

ア 牛乳乳製品の安定供給と弾力的な生乳取引の推進

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要の高まりや、生乳の広域流通などに適格に対応するため、より一層の乳質の改善を推進し生乳の安定供給に努めます。

また、関係機関・団体との連携のもと、引き続き衛星的乳質や成分的乳質を適切に評価した生乳取引を推進します。

イ 牛肉のブランド化の推進と需要の拡大

本町の恵まれた草地資源を活用した肉用牛生産の推進や、肉用牛生産基盤の強化などにより、牛肉の安定的な供給に努めるとともに、高級志向や健康志向など消費者のニーズに合わせた肉用牛生産を推進し、地場産牛肉の需要拡大に向け、首都圏や道内各地での消費拡大に取り組み、牛肉の高付加価値商品の開発やブランド化の取組を推進します。

ウ 6次産業化による加工・流通・販売の促進

畜産クラスターや農林漁業成長産業化ファンド等の各種支援策を活用し、加工・流通業者の参画も含めた、酪農及び肉用牛経営の6次産業化の取組を推進します。

(3) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

ア 農村景観を活かした牛乳乳製品・畜産物の提供

本町の魅力ある資源の一つである、牧草地や放牧風景等の農村景観を活かし、宿泊施設等での牛乳乳製品や地場畜産物の提供や、消費者と生産者との交流を通じ、畜産や畜産物に対する理解醸成を深める取組を推進します。

また、ホテルや旅館等の観光産業と連携し、地域の特色ある牛乳乳製品や地場産牛肉を国内外の観光客等に提供、紹介することにより、新たな需要の開拓やそれに応じた販売戦略の構築を図ります。

イ 酪農を通じて「食」と「いのち」を学ぶ酪農教育ファームなどの推進

次代を担う子どもたちや学生、保護者に本町の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や研修会・交流会など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

また、味噌や醤油などの伝統的な調味料に、牛乳を組み合わせることで食材本来の風味や特徴を損なわずに、減塩などによる健康的かつ美味しい和食を食べてもらう調理法である「乳和食」を通じ、牛乳の持つ栄養効果を正しく伝える取組を推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在(平成25年度)					目標(平成37年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
雄武町	雄武町一円	頭 8,066	頭 5,471	頭 4,559	kg 8,258	t 37,650	頭 8,474	頭 5,650	頭 4,708	kg 8,812	t 41,486

(注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在(平成25年度)						目標(平成37年度)					
		肉用牛総頭数	肉専用種			乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種			乳用種等
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計
雄武町	雄武町一円	頭 2,232	頭 521	頭 366	頭 672	頭 1,559	頭 634	頭 39	頭 673	頭 2,310	頭 521	頭 366	頭 684
													頭 1,571
													頭 739
													頭 739

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 農業経営方式
1 農業経営の改善の目標

1 農業経営方式
単一経営

方式名 (特徴とする取組の概要)	経営概要				生産性指標				人
	経営形態	飼養方式	外部化	牛	飼料	生産コスト	労働	経営	
I システム(集約放牧) 40頭	頭 40	S T	ヘル ペー	経産牛 8,000 (ha) 集約 放牧	放牧 利用 (放牧 地面 積)	作付 体 系及 び 單收	作付 延べ 面積 ※放牧 を 利 用 す る	飼料自 給率 (国産 飼料)	経営牛 1頭当 り 乳量
II つなぎ飼い (全頭) 80頭	頭 80	S T	ヘル ペー	TMR 舎飼	分離 給与	kg 62.8 個別完結	kg 62.8 個別完結	% 65.2 (100)	kg 72.2 (94.3)
III リーストール 120頭 搾乳ボット	頭 120	F M	ヘル ペー	TMR 舎飼	育成 預託	チモ シモ 主体	チモ コント ラク ター	% 56.6 (100)	kg 60.9 (100)
IV リーストール 300頭 法人経営	頭 300	F M	公共 牧場	TMR 舎飼	公共 牧場	チモ シモ 主体	チモ コント ラク ター	% 56.6 (100)	kg 60.2 (100)
V リーストール 500頭 法人経営 (協業)	頭 500	F M	公共 牧場	TMR 舎飼	公共 牧場	チモ シモ 主体	チモ コント ラク ター	% 56.6 (100)	kg 60.1 (100)

(注) 1. 「方式名」欄には、経営傾向の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2. 6次産業化の取組を繰り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

3. (注) 1, 2については、「2 肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
(1) 交雑種牛生産経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標															
	飼養形態			牛			飼料			労働						経営			
経営形態	飼養方式	外部化	放牧利用(放牧面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ頭数	外部化種類	購入国別飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	子牛1頭当たりの総労働時間(主事者と従事者の労働時間の比較)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得
I 交雑種牛繁殖経営(専業)	素牛頭数 700	牛房群飼	—	分離給与	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha	kg	kg	%	%	hr	万円	万円	万円	万円	

(2) 肉専用一貫経営

方式名 (特徴とする取組の概要)	経営概要			生産性指標													
	飼養形態			牛					飼料					経営			
経営形態	飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育期間	出荷月齢	出荷時	作付延べ面積	放牧利用を含む	内需	生産コスト	労働	総労働時間(主たる從事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる從事者1人当たり所得	
I 肉専用種 (アカガ) 一貫経営 (専業)	家族経営 繁殖 250	専業 肥育 606	頭 繁殖 250	ケ月 雄 8.0	ケ月 雄 25.0	kg 770	kg 17.0	kg 730	kg イネ科 273	kg 1.212	kg 7	hr 219,108 (96.7)	万円 10,501 (2,000)	万円 15,513 (2,000)	万円 12,830	万円 2,683	万円 1,342

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜舎は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②	
				③総数	④うち成牛頭数		
雄武町	現在 目標	戸 72	戸 66 (4) 44 (1)	% 91.7	頭 8,066 8,474	頭 5,471 5,650	頭 122.2 192.6

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

本計画の目標に定める飼養頭数を達成するためには、農家各々において飼養規模の拡大を図ることを基本とするが、小規模経営農家の離農に歯止めをかける決定的な方策はないため飼養農家の減少は想像に易い。このため将来に向けた具体的な計画をもつ意欲的な担い手の育成が重要であることから、既存農家への営農指導の充実、さらには新規就農者の受け入れを積極的に推進するシステム構築の検討を進めます。また、小規模農家が離農することにより既存農家においては規模拡大が求められることから、これを具体化する措置の一つとして、フリーストール、ミルキングバーラーの適正導入、さらに搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を実施し、飼養規模の維持・拡大を図ります。また、牛群検定情報の活用による適切な飼養管理、雌雄判別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。

一方、新たな施設投資は健全経営を進めるなかで逆効果となりかねず、個々の資金に応じた施設整備が求められることから必ずしも施設近代化が最良の方策とはいえない。このように投資を最小限に抑えられたうえでさらなる飼養拡大を図るために、公共牧場やコントラクター、酪農ヘルパー、TMRセンター等の支援組織を最大限利用することが最善策となることから、この利活用を推進します。

そのほか、飼養規模の拡大のための措置として複数戸の法人化が考えられます。法人経営は作業の効率化と共に伴う労働時間の縮減、低コスト化が同時に実現でき、さらに後継者問題も解消できるなど、有利性が多くあることから、法人化の啓蒙に努め、法人組織化を推進します。

また、計画的な草地更新等を通じた飼料生産性の向上や放牧等による自給飼料の活用拡大を図ることにより、自給飼料基盤に立脚した資源循環型の経営体が生産の太宗を担う生産構造の実現をめざします。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
					総数	肉専用種				乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉専用種繁殖經營	雄武町一円	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
			72	5 (2)	6.9	1,598	1,559	521	366	672	39		39
乳用種・交雑種肥育經營	雄武町一円	目標		4 (1)		1,610	1,571	521	366	684	39		39
肉専用種繁殖經營	雄武町一円	現在	72	1 (0)	1.4	634	0	0	0	0	634	634	0
				1 (0)		700	0	0	0	0	700	0	700
乳用種・交雑種肥育經營	雄武町一円	目標											

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖經營、乳用種・交雑種育成經營との複合經營)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

遺伝的能力を十分に發揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上などに重点をおいた取組を推進します。

○肉専用種繁殖經營

低コスト繁殖經營の育成を図るため、おうむアグリファームを肉専用種の繁殖基地として位置付け、繁殖素牛を飼養農家に供給することにより飼養農家個々の頭数安定をめざします。
また、栄養度調整による繁殖成績の向上や疾病発生・事故率の低下に努めながら、飼料の合理的な生産による生産費の低減を図り、長期的な經營体質の強化を図ります。

○乳用種・交雑種の一貫經營

酪農家による初生牛の適正管理と導入後の疾病対策等により事故率の低減を図るとともに、ほ乳ロボット等の導入による省力化を推進します。
また、粗飼料の有効活用などによる低コスト生産を促進し、安定した経営の確立と規模拡大を推進します。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

飼料自給率	現在		目標（平成37年度）
	乳用牛	57%	
	肉用牛	44%	44%
飼料作物の作付延べ面積	7,971ha		7,971 ha

2 具体的措置

・本町は広大な草地を有しております、この有利性を最大限に活用する他、補助事業の活用や自力整備により、植生の回復とバランスの取れた粗飼料生産を行い、栄養価の向上によるコスト低減を図り、自給飼料に立脚した酪農経営を目指します。

未利用有機質資源の飼料化については、飼料費の低減と飼料自給率の向上が図られることから、循環型農業を確立するためにも安全性の確認された未利用有機質資源の飼料化の技法と給与技術の普及に努めるとともに利用を推進します。

・自給飼料を増産するため、たい肥の効果利用をはじめ、草地等に関するきめ細かな情報に基づく適切な肥培管理の徹底や簡易更新の普及、新品種・新技術の開発・普及を推進するとともに、飼料用とうもろこしについては、耕畜連携や新品種・冷害回避技術の導入などにより作付拡大を図ります。

・家族経営を中心とした畜産経営の省力化や飼料の効率的な生産を支援するため、コンタクターやTMRセンターなどの飼料生産支援組織を育成するとともに、粗飼料の地域的な需給格差を改善するため、広域流通体制の整備に努めるなど粗飼料の広域的な流通を促進します。

・地域の実情に即した放牧を推進するため、放牧に適した栄養価の高い品種の開発、集約放牧をはじめとした放牧酪農や低末利用地を活用した肉用牛放牧など、それぞれの地域の土地条件や自然条件、経営形態に応じた放牧技術を普及するとともに、経営上のメリットや資源循環型酪農・畜産の重要性、家畜の快適性への配慮など、放牧の有利性を普及する現地研修会の開催などを通じて、農家等に対する理解の促進を図ります。

・農地の流動化施策の活用や国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）の実施により担い手農家の農地の利用集積や団地化を促進するほか、遊休農地の草地への利用転換を図るとともに、飼料作物の生産を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコスト低減を図るため、指定生乳生産者団体が主体となって行う地域毎の生乳生産量及び処理量、輸送距離等の地域条件に対応した集送乳体制の整備、合理化を促進します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名	現在(平成25年度)							目標(平成37年度)						
	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①		
		県内		その他				県内		その他				
食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他	食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他	食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他	食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他	食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他
雄 武 町	肉専用種 534	頭 235	頭 42	頭 257	頭	% 44.0 100.0 0.0	頭 500	頭 250	頭 50	頭 200	頭 700	頭 30	頭 50.0	% 0.0
乳用種 467	467			31			730							
交雑種 31														

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

町や農協が出資し設立した「おうむアグリファーム」を肉専用種の繁殖基地として位置付け、繁殖素牛を飼養農家に供給することにより素牛等の流通コストの削減を図ります。

また、繁殖から肥育まで地域において一貫生産できる体制の構築を推進するとともに、需要に応じた出荷ができる体制の確立に努め、所得の向上を図ります。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

次代の酪農及び肉用牛生産を担う新規就農者を育成・確保するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、新規就農希望者に対する情報提供や研修等の充実強化、後継者不在農家や離農跡地の有効活用による農地取得や施設整備に係る負担軽減により、新規就農者や後継者の円滑な経営開始や経営継承を推進するとともに、農協・民間出資型法人の設立等による新規就農者等への研修機会の提供や、酪農ヘルパーなど畜農支援組織からの就農を支援するなど、多様な新規就農対策を推進します。

また、搾乳ロボット、自動給餌機や哺乳ロボットなどの省力化機械の導入や、地域の実情に即した畜農支援システムの整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進するとともに、ヘルパー、哺育・コントラクター、TMRセンター、公共牧場など家族経営を地域でサポートする多様な畜農支援システムの確立と、その経営基盤の安定を図ります。

2 畜産クラスターの推進方針

地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るために、町や農協等が畜産農家をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進します。

3 その他必要な事項

(1) 中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度との連携

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている農業農村地域において、担い手の育成等による農業生産の維持及び国土の保全による地域資源の活性化を通じて、多面的機能を確保する観点から、標記支払制度が平成28年度以降も継続実施されます。

この制度では、生産性の向上や担い手の育成、衛生管理の普及、農村環境整備などそれぞれの集落単位で、その地域の課題解消に向かた特色ある取り組みが行われます。

これら支払制度の実施によって、集落内の取り組みを協働で実施するなど一体感が生まれるため、地域における農作業支援組織としての機能も期待できることから、本制度を町農業基盤確立の牽引として十二分に活用し、魅力あふれた農村社会の形成に努めます。

(2) 都市住民等とのふれあい

「農業」は本町の基幹産業として地域経済の柱となっており、地域全体の活性化を図るためにには、農業の果たしている多面的役割を多くの地域住民に理解してもらい、明るく拓かれた、そして活力のある農村・農業を構築する必要があります。

そのため、イベントの開催や都市住民との交流を促すとともに、本町ならではの独創的な活動を展開し、消費者である地域住民に農業サイドから積極的に歩み寄るなど、ソフト面での取り組みを進めていきます